

定家の『明月記』に対する意識

——自作詩歌記載の視点から——

を明らかにし、定家の日記に対する意識を探つてみたい。

一 『明月記』における自作詩歌記載記事

まずは『明月記』における定家の自作詩歌記載記事を一覧する。

国書刊行会本『明月記』によると、日記中定家の作は全五十二例みられる。但し今回は定家の作に限つており、定家作以外の記載を含わせると作品の記述はさらに増える。また『明月記』所収の定家自作の詩歌を定家が作品としてはどうのように認識していたのかを見るために、『拾遺愚草』の所収状況も併せて示した。²⁾

はじめに

藤川功和

稿者は前二稿において、『明月記』本文における表現上の特色の一端を明らかにしようと試みた。¹⁾そして考察の結果として、ある話題を日記全体を通してみてみると、年齢に応じてその話題に関する定家の心情表現の仕方に変化が見られることを指摘した。

だがそういう指摘は指摘として、年齢とともに表現方法に変化の見られる『明月記』は、他の公家日記に比べるとどういった日記として位置づけられるのか、そもそも定家は自分の日記というものをどのようなものとして考えていたのか、といった点については触れる余裕がなかつた。

そこで本稿ではそういう問題を考えるべく、『明月記』に記された和歌や漢詩といった記主自作詩歌記載記事を取り上げてみた。定家は一体どういった場合に自身の詩歌を日記に記したのかを考察することによって、彼が日記をどのような場として認識していたのか

《自作詩歌記載記事一覽》

〔凡例〕

左の表中歌種とした項で、贈答は第三者との贈答歌、独詠は定家の独詠歌、歌会は歌会で披講するために詠まれた歌、歌合は歌合せに詠出するために詠まれた歌、詠進は第三者の求めに応じて詠まれた歌と定義付け分類した(漢詩も含める)。また『拾遺愚草』所収状況の項で、正は正編を、之外は員外之外を指し、番号に★を付したものは『拾遺愚草』所収時に改変が施されたと思われるものを指す。

『拾遺愚草』及び『拾遺愚草員外之外』の本文は久保田淳氏『訳注藤原定家全歌集』(昭61 河出書房新社)に拠つた。なお久保田氏は漢詩については通し番号を付けておられないが今回はそれに従う。

建保二年(三月)																		
建保三年(三月)																		
建保四年(三月)																		
承久元年(三月)																		
嘉禄元年(三月)																		
嘉禄二年(三月)																		
寛喜二年(三月)																		
寛喜三年(三月)																		
天福元年(三月)																		
1月26日	9月13日	9月11日	8月29日															
72	70	69	65	64	58	55												
贈答	独詠	独詠	独詠	独詠	独詠	独詠	贈答	歌会	歌会	詠進	詠進	詠進	詠進	歌合				
1	1	1	1	1	3	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	3	1	
之外三八二三	之外	未収	未収	未収	之外三八一九	之外三八一八	之外	之外	之外	之外三八一六	之外三八一五	之外三八一三、一四	未収	正二〇七三	之外三八〇九、一〇、一一	之内三八〇九、一〇、一一	之内三八一二	之外三八一三、一四
藤原成実との贈答。	老いの身を漢詩で述懐。	老いの身を漢詩で述懐。	春日社への参詣に際し和歌三首。	正月の終わりに寄せて漢詩で老いを述懐。	六月祓に際して漢詩と和歌で老いを述懐。	日吉神社に参籠し、家長と贈答。	年の暮れに漢詩で老いを述懐。	九条殿での作文会。	水無瀬の里の梅花に關し後鳥羽院と贈答。	九条殿での作文会。	宮女御御参内のための御賀歌。	前日の一首の改作。日記は真名書もあり。	正三位昇進の嘆願歌。	内裏における「松上雪」題和歌披講。	糸舟に參り、初めて尼山を拝したことへの感慨を記す。	内裏詩歌合における和歌。	内裏における無題三首。	

※総数五十二例。贈答四例、独詠二十二例、歌合一例、詠進十例、歌会十四例。

この他にも『拾遺愚草員外之外』三八〇三に「同年記裏反故」とし

て歌一首（『冷泉家時雨亭叢書』『明月記』一）建仁二年夏記紙背二

十一紙に確認）が、また国書刊行会本『明月記』建仁二年閏十月には『反古裏』として歌一首が（『拾遺愚草員外之外』三八〇五）、さら

に『拾遺愚草員外之外』三八一七に『賀茂注進雜記』の詠として歌一首がみられるが、今回は日記本文中の自作詩歌を特に考察する立場から除外した。右の表を一覧した上で氣付きをあげる。

- 1 作品が作られた場としては、歌会、詠進、贈答、独詠と晴れのものから藝のものまで多様である。但し、特に後年は独詠の数が増えていく。

- 2 日記に記された詩歌はその多くが『拾遺愚草員外之外』に收められている（五十二例中、三十八例）。

以下、歌種別に検討を加える。

二 『明月記』における定家の詩歌

まず贈答歌であるが、全四例あり、藤原資実や源家長といった定

家と親交のあつた人達との私的な贈答が主である。またそれらの贈答歌はいずれも『拾遺愚草』にとられていない。

次に独詠歌だが、全二十二例いずれも『拾遺愚草』にとられていない。内容は定家がみた夢想の歌から述懐歌までと多様である。またその形態も和歌だけの独詠から漢詩と和歌を和したもの、さらに漢詩のみを記したものまで多様である。例えば、

〔資料1〕建仁二年五月二十八日条

廿八日 晴陰雨降止

朝小浴 おはぶ 己時許着淨衣參八條御精進・屋

一品宮千度御祓先日有催小時有御祓依雨降

中門廊二行敷陰陽師座中相對立八足宣平以下

奉仕之予請受中將先勤仕為參水無瀨也

隆康朝臣相對勤之但雅行中將追參又依有急事

相替勤之京兆退予五十度了退下於向小屋

脫淨衣行鳥羽乘船雨頻下風又烈於舟中

着水干直參御所今日早々渡御了已入御云々

実教親経・仲卿信雅兼定等暫祇候之間又出御

遙入見參退下相勵無益之身奔走（はり）・老貧之身

病与不具心中更無為方棄妻子離家園臥荒（屋）

雨漏寢所終夜無聊浮生何日乎不修一善悲哉

行螢なれもやみにそもそもさる子ヲ思涙あ（はれ）

しるやは

（※『冷泉家時雨亭叢書』『明月記』を私に翻刻。（ ）内は国書刊行会本により補う）

定家四十一歳の時の記事である。この日定家はまず「一品宮千度御祓」に参った後、すぐに後鳥羽院の水無瀬殿行幸に供奉するべく

「於舟中着水干」る慌ただしさで参上した。しかし院は「己入御」され、その後「又出御」があつたものの、定家は「遙入見參」るだけであつた。

この日の記事の最後数行には徒労に終わった一日を振り返つてみて

一官人としてのやりきれなさといったものが記されている。特にこ

時は定家の息三名(後の為家)が二十五日から「俄有湯氣り」、「重

發之由」(二十七日条)という有様で、そういつた状況がいつそう定

家をして日記に数行の述懐を記させる要因になつたと考えられる。

歌の吟味そのものが本稿の目的ではないので詳述はしないが「行
螢」の歌に関して私見を述べるとすれば、二句目の「やみ」と四句
目の「子ヲ思」という言葉の響きから、定家はおそらく「人のおやの
心はやみにあらねども子を思ふみちにまどひぬるかな」(後撰和歌
集・卷十五・雜歌一・藤原兼輔)を下敷きにして、(螢は闇の中で
こそ、その螢火がいつそう燃えまさるのだが、螢ははたして私のよ
うに子を思う親心という闇の中で流す涙を知つていようか。同じ闇
の中で燃えているお前と私だが、私の子を思う親心というものが、
螢よお前にはわかるか)と、独詠しているのである。⁽³⁾もう一例、

〔資料2〕建仁二年六月十一日条

十一日 自夜又雨已時休天漸晴

巳時早参上幕子以前

未時許出御如例御向殿了(退出)

以長房朝臣明日御狩之間各留守慥可候由被仰

旅亭晚月明單寢夏風清遠水茫処

望郷夢未成

おもかけはわか身はなれすたちそひて

宮この月に今やねぬらむ

(※「冷泉家時雨亭叢書」「明月記」を私に翻刻)

この日も先の引用記事から引き続いて定家は水無瀬殿にいた。日

記には、その日にあつた出来事が二、三簡単に記された後で、「旅

亭晚月明」「おもかけは」と漢詩と和歌が一ずつ記されている。

この日の記事に関しては既に佐藤恒雄氏が詳述しておられるので特

に触れることはないが、先の記事と合わせてみてみると、定家が折
に触れ日記に和歌や漢詩といった実作を記しその時の自分の心情を
日記本文に吐露していたことがわかる。日々の生活の中で感極まつ
た際に思わず日記に記してしまることが多かつたのであろう。今現
存する『明月記』で最後に確認できる独詠の例は寛喜三年九月十三
日条(定家七十歳)である。

〔資料3〕寛喜三年九月十三日条

十三日、丙申、自夜雨降、辰時許休、終日天陰、日入之後雲僅分、

月及已忽夙晴、涼秋九月々方幽、況寂閑人憶旧遊、良夜清光晴

未忘、当初儕友往無留、不眠不臥謫居思、誰問誰知沈老愁、白

露金風爰計会、滴袂吹袖淚澈々、

(※本文は国書刊行会本)

この詩に關してもすでに佐藤氏が前掲論文で解説を加えておられ
るように、定家はこの日以前の八月二十九日、九月十一日にも日記
に漢詩を記しており、その執筆動機として「建暦之比」からの「素相
馴之輩」である詮寂房の病とその後の死が考えられる。自分の馴れ
親しんだ友人が一人又一人と亡くなる中で定家の「老愁」が深まつた

である事は想像に難くない。

次に歌合に出詠した和歌を見よう。これは全二例と少ない。二例

とも「拾遺愚草」に入っている。この点についてもう少し考察を加えるため、日記本文をみてみる。

〔資料4〕正治二年十月十三日条

十三日、雨猶降、已後漸止、風甚寒、病氣弥重、夜前密密御幸

内府影供所云々、入道殿依亭主催度々因影供所云々 影前勧杯、師光入

道取瓶子之由注給事比興歟、予所案之、比興專無益也、但從於

漁父之誨歟、当座有歌合云々、此事外不聞及、法眼猶重惱云々、

女房為訪病向貴家、昌義又善其病所 弟法眼今晚宮僧正御共參書寫云々、

兵衛大夫家長示送云、夜前初冬予歌殊有叡感、其座負了、召寄

被定勝云々、存外面目也、但狂歌也、不慮御感、可謂冥加、

このころの冬の日かすの春ならば谷のゆきけにうくひすの

声

此歌頗可叶時儀之由、内心存之、果以如此、自愛者也、入夜静

闇梨來、
(※本文は国書刊行会本)

この日通親邸で人麿影供歌合が行われた。定家は「病氣弥重」いせ

いもあつてか歌だけを送った。その後家長から「初冬」題の定家の歌

が当座では「其座負了」となったこと、しかしその後鳥羽院が御覧

になつて「殊有叡感」、結局「召寄被定勝」となつたことを伝え聞いた。

〔存外面目〕「不慮冥加」と定家は日記に喜びを記しているが、さらに

「此歌頗可叶時儀」「内心存之」と実ははじめから自信があつたとも記している。

〔資料5〕建保二年二月三日条

三日、禁裏詩歌合、(中略) 同腰句云、唐帝清宮唯月夜、漢皇

汾水又風秋、頗雖有賞翫、予愚歌依天氣勝了、存外面目也、河

上花、
夕取川春の日かすはあらはれて花にそ沈むせゝのむもれ木

頭弁詩尋常也、次有当座歌、庭上柳、書了読上、各退出、昇殿之後

也、

(※本文は国書刊行会本)

この日は内裏で詩歌合が催され、定家も参じている。そこで定家が詠んだ「夕取川」の一首が「依天氣」り勝ちとなつた。定家は日記に「存外面目」とその喜びを記している。

以上、日記に記された歌合出詠歌はいずれも歌合の場で勝となつたものである。またその勝ち方も最初負けであつたものが「不慮叡感」によつて勝ちとなつたり、「依天氣」つて勝ちとなつたりと、定家にとつても殊更印象深いものであつた。それ故、日記にもその日の経緯と共に特に実作が記され、また「拾遺愚草」にも収められる結果となつたのではないだろうか。

次に詠進歌であるが、全十例をみる。初例の後鳥羽院への一首を

〔資料6〕建永元年八月十五日条

保三年十二月六日条)と、満足いかないことが往々にしてあつたらしい。

午時參上御城南寺又乘船參南殿

源少将来会宮内自昼參成音提院又來加

此間御船有管絃隆仲笙伊時笛実俊等

共に上記の歌

御琵琶云々久容興于池上入御之間聞食

各參由被下御製今夜雖可有和哥明日出

御殊可被念仍入御了各可奉和者

莫(まよ)事(こと)いにじへも心のまゝに見し月の

あとをたつぬる秋の池水

下官

秋の池の月にすむなることのねを

いまより千世のためしにもひけ

清範加詠之四人哥書連進入退出

(※「冷泉家時雨亭叢書」『明月記』を私に翻刻)

この日は城南寺で船遊びが催された。「望新月」み、「有管弦」つて、定家自身「久容興于池上」と記しているように会は興あるものとなつ

たが、その後、後鳥羽院は「明日出御殊可被念」た為、「被下御製」、

そのまま入御された。日記には御製に和した定家の歌が御製と共に記されている。

これ以後の詠進歌は公私共に見られるが、公のものでも「卒爾不

得風情」(建保二年十月十一日条)・「雖廻愚案、率爾風情不尋常」(建

保三年十二月六日条)と、満足いかないことが往々にしてあつたら

しい。

最後に歎会歌。これは全十四例をみる。多くは『拾遺愚草員外之外』に収められるが、中には『拾遺愚草』に収められるものもある。

そしてそれら『拾遺愚草』所收の歌会出詠歌は、『明月記』と『拾

遺愚草』とで歌句に異同が見られる。さらにもう一つの特徴は、そ
ういつた異同の見られる歌が、いわゆる建仁元年後鳥羽院熊野御幸
に関する記事に集中している点である。

定家は建仁元年十月五日から二十六日まで、後鳥羽院の熊野詣に
隨行している。この間の記事は「時雨亭叢書」「明月記」にはみられ
ない。また国書刊行会本『明月記』は、湯浅王子和歌会(十月九日)、

瀧尻王子和歌会(十月十四日)を「熊野御幸略記」で補つてゐる。⁽⁵⁾

『拾遺愚草』下・神祇に二七一四以下、二七三二まで、この御幸
の間に定家が詠んだ和歌が收められている。その内、『拾遺愚草』
と『明月記』とで和歌の句の一部や和歌そのものに異同がみられる
ものが三例ある。今特にそれらに注目してみる。

[資料7] 建仁元年十月七日条

七日、(中略)先參厩戸王子、即馳入宿所、(中略)戌時計有
召參上、被召入御前、被講二首、忽有定被書直題、次第雪為先、
如例讀上了、御製又以殊勝、入夜二首當座、愚歌、

曉初雪

色々のこののはのうへにちりそめて雪はうつますしのゝめのみち

山路月

袖のしものかけうち払ふみ山ちもまたすゑとをきゆふつくよ哉

(後略)

(※本文は国書刊行会本。以下同じ)

○『拾遺愚草』二七二五・二七二六

道のほとの歌、山路月

神の霜にかけうちはらふみ山ちもまだ末とほきタづくよ哉

曉初雪

冬もけさ」としの雪をいそぎけり夜をこめてたつ峯のあけぐれ
この日は廐戸の王子で歌の披講があつた。日記には「曉初雪」「山路月」題の定家の歌二首が記されている。今『拾遺愚草』と比べると、和歌そのものや歌の配列に異同が見られる。日記に「忽有定被書直題、次第雪為先」とあるように、当初「山路月」「曉初雪」の題の順であつたものが、院の仰せで改めたらしい。それを定家は後年最初の題の順に戻して『拾遺愚草』に入れている。⁽⁶⁾

[資料8] 建仁元年十月九日条

九日、(中略) 家長送題二首、詠吟窮屈之間甚無術、秉燭以後

又著立烏帽子、如一夜參上、小時被召入蔀内、又依仰講師、事

了即退出、今日又二首當座、

題 深山紅葉 海辺冬月

愚詠

じゑたてぬあらしも深き心あれやみ山のもみちみゆき待けり

疊なき浜の真砂に君か世のかすさへ見ゆる、冬の月かけ

(後略)

○『拾遺愚草』二七二七・二七二八

深山紅葉

み山ぢはもみぢもふかき心あれやあらしのよそにみゆきまちけ
る

海辺冬月

くもりなきはまのまさごに君が代のかずさへ見ゆる冬の月かけ

この日は、湯浅の王子で和歌会が催された。日記には定家の和歌二首が記されている他に、後略の部分には御製以下他の侍臣達の詠作も記されている。⁽⁷⁾

[資料9] 建仁元年十月十三日条

十三日、天晴、(中略) 入夜給題、便者詠題云々 即詠之持參、如例
披講之間翻文參入候之 読上了退出、參此王子帰宿所、

河辺落葉

そめし秋をくれぬとたれかいはた川またなみこゆる山ひめの

袖

旅宿冬月

たきかはのひゝきはいそぐ旅のいほをしつかにすくる冬の月

影

○『拾遺愚草』二七二九・二七三〇

そめし秋をくれぬとたれか岩田河まだ浪こゆる山ひめのそで

旅宿冬月

いは浪のひゞきはいそぐたびのいほをしづかにすぐる冬の月か
げ

この日は瀧尻の王子で和歌の披講があつた。日記には定家の詠二首が記されている。『拾遺愚草』では「旅宿冬月」題の歌の初句が改められている。現在日記に収められている建仁元年熊野御幸中の定家の作品は全部で十四例(和歌十三・漢詩一)。そのうち二例のみが『拾遺愚草』にそのままとられ、他は三例が表現を変えて『拾遺愚草』に入れられただけで、残りの九例は『拾遺愚草』にとられなかつた。この時の日記所收作品の詠作状況を日記本文に即してみてみると、「里神樂有相撲三番、勝負詠入御御所、往江風即、披講和歌」(十

月六日)、「家長送題二首、詠吟窮屈之間甚無術」(同九日)、「晚景又有題、即書之持參」「二種無極品」(同十一日)、「入夜給題、作者落雲云々即詠之持參」(同十三日)、「午終時許御幸、參、詠即給題」(同十四日)と、詠作があまり落ち着いて出来なかつたことが伺える。それ故、後年御幸時の詠作を「拾遺愚草」にいれる場合、差し替えや改作が多く行われたと思われる。また逆に言えば、御幸中定家は作品の出来不出来に関わらずその時に詠んだ作品を正確に記そうと心掛けていたと思われる。また更に言えば後年定家が「拾遺愚草」にこの御幸からの詠作を入れようとした時、日記を参考にしたことも想像され、定家の日記の利用方法の一端が見て取れるのではないかろうか。

以上、歌種別に「明月記」における実作の記載とそれに関連する記事をみてきた。一覧して言えることは、定家は日記に記した実作の殆どを「拾遺愚草」にはいれていない点である。確かに日記中に「拾遺愚草」所收歌も若干含まれてはいるが、それらは歌合等で一旦負けになつていたものが後に収穫に叶つて勝ちに転じた、という具合に晴の場での実作でも特に定家にとって印象深いものに限られており、いわば定家は祝意を込めてそれらを日記に記したものと思われる。また詠作したものの出来があまり氣に入らなかつたと思われるものも日記には記されるが、「拾遺愚草」にはとられていないなつたり、或いは後年改作されたりしていることがわかる。さらには歌種別の内で最も用例が多かつた独詠に至つては、一例も「拾遺愚草」にとられていない。

このことについては、「拾遺愚草員外」（著者落雲云々）同様、定家自身晴の歌と見なさなかつたからであろうが、ここで重要なのは定家が一個の作品としては見なさないながらも晩年まで日記に自身の思いを実作を通じて記し続けたという事実であろう。定家は同じ日記の中に公的な記事を詳細に記すと同時に極めて私的な自身の心情を詩歌を通じて吐露することを矛盾のないものとして認識していたと思われる。

次に、以上みてきたような定家の日記に対する意識及びさらに具

三 『実陸公記』における実作記事

体的に日記の中に実作を記す上で定家の態度を相対化するために、

同じ廷臣でありなおかつ一代の文人であった三条西実隆によつて記された『実隆公記』と比較してみることにする。『実隆公記』には

『明月記』以上に数多くの記主自作詩歌記載記事がみられるが、今は紙幅の関係もあり、二例程あげるにとどめる。

〔資料10〕文亀三年二月二十五日条

廿五日 癸亥 天陰、（中略）令祇候禁裏之處、被下御扇了、

室町殿御発句 千句 山遠し花やいつくの朝霞

今日連哥御法楽也、於三間有此事、下官 民部卿 按察 中山

勸修寺 源中納言 菅宰相 冷泉三位 賢房 济繼 為學朝臣

執事、候之、百句之後有二十首当座和歌、各探題、即座詠進之、

有披講、読師下官、講師濟繼朝臣、発声民部卿、彼卿哥按察請之、事了後更有召參常御所庭、有小盃酌事、二更程退出、

初何

花に又ぬざもとりあへぬ手向哉

春をさかりの神かきのうち

実隆

自今夜孟光不同床、

（※本文は続群書類從完成会本。以下同じ）

日記には將軍足利義澄主催の千句連歌の発句が記され、次に法楽

連歌の発句及び実隆の脇句が記されている。『実隆公記』全体を通して殆どが右のような連歌会や和歌会に関連する記事であり、日記に記されている実隆自作の詩歌もそういった会での作品が主である。

〔資料11〕永正元年閏三月二十六日条

廿六日 丁酉 天晴、源氏若菜巻終講談、今日堯淵僧都始而来聴、

入夜郭公數声有感、詠一首、

郭公春のほかなる日数とや空にかそへて初音なくらん

甘露寺來臨、

『実隆公記』においてはあまり例の見られない実隆の独詠である。

ホトトギスの鳴き声に感じ入つた実隆が詠んだものであるが、日記には詠作に至つた過程が「入夜郭公數声有感、詠一首」と簡潔に記されてゐる。『明月記』における独詠の記事とは対照的である。

ま と め

『実隆公記』については記事内容に殆ど触れられなかつたが、『明月記』と『実隆公記』とを若干比較、考察した上でこのまとめを述べる。

まず『明月記』では公的な場での定家自作詩歌が日記に記される一方で、独詠に代表される私的な事柄に関連した詩歌も多く、またそういう私的な事柄に関連した作品は『拾遺恩草』に殆どいられない。また定家が個人的にその出来映えに不満足であつた作品も同様に日記にのみ記されていたり、或いは表現を一部変えて後年『拾遺恩草』に入れられたりしている。

例えは先にみた建仁元年の熊野御幸記事でも、定家は歌の出来不出来は別にしてその日の自身の詠作をまずは記している。そして後

年それを自身の家集に入れる際には改作や差し替えを行い、日記本文とは別の世界を作り出している。

一方、『実隆公記』の場合、『明月記』に多く見られた独詠のものは殆ど見られず、あくまでその日の出来事を記録する一環としてその場で作られた実隆の実作が記されていた。

つまり定家にとっての日記は記録といった公的な役割を担いつつも一方では定家自身の極めて私的な感情を吐露する場としても機能しているのである。¹¹『実隆公記』の記主自作詩歌記載記事の内容が殆ど一定しているのと極めて対照的である。

ではそういった両者の差は何に起因するものなのであろうか。この点について参考になると思われるのが、松園斎氏の論稿である。¹²氏はその論稿の中で、定家が当時自身多くの努力をはらつて日記の集積に励み、氏の言われる「日記の家」化に努めていたことを指摘された。また『明月記』中に「家記」という語が登場しないことをも同時に指摘され、そのことについて、

更にその「家」が「日記の家」であるかどうかについては、「家記」

という意識の成立がメルクマールになると考へているが、定家の場合、他の人々の「家記」についての言及は見えるが、自身の「家」の日記について、「家記」という表現を用いることがない。

これらの点からすると定家の「家」は当時「日記の家」ではなかつたと言わざるをえない。

と結論づけておられる。氏の指摘が今回の考察結果と即座に結び

つくわけではないが、定家が『明月記』の中で単に実作を公的な記録の一要素としてのみ記さなかつた要因として、一つには松園氏の言われる「日記の家」化が遅れていたことが関係しているのではないだろうか。

それを裏付ける様に『実隆公記』には、「七日 ^{庚子} 晴、(中略) 今 日家記、□先人御記以下十八合、(後略)」(文明十年二月七日条)、「十五日 ^{己卯} 晴、節会家記為部類撰出之」(延徳元年十一月十五日条)、「十八日 ^{癸巳} 天晴、江南院入來、家記 書事、先人御記也 所望、一卷隨身被 帰、(後略)」(延徳三年六月十八日条)、「廿七日 ^{壬午} 晴、(中略) 家 記虫払等無殊事」(永正二年六月二十七日条)と、「家記」という語がしばしば見られるし、日記の紙背文書には、例えば、

〔資料12〕長享三年七月十九日紙背文書

就榻之事、御家記一巻無左右被許拝覽候、返々恐悦無申計候、
(中略) 御記閑拝見候て、明日可返候、猶々御記借預候、祝着
無是非候、恐々謹言、

七月十六日

妙益

とあるように、実隆が第三者から日記借覧の依頼をうけていることが伺える。こういった点から三条西家が当時一般に「日記の家」と認識され、実隆自身もそのことを十分に承知していたと思われる。

それ故であろうか、先述したように『実隆公記』における実作には『明月記』に比べると独詠が少ない。また『実隆公記』と実隆の日次詠草である『再昌草』との同日記を比較してみると、日記には

実作を作るに至つた経緯と自身と他者の実作が整然と記され、一方『再昌草』には自身の実作を中心にして、公的な作から私的な作までが網羅されている。つまり実隆は日記とは別に自身の実作を残す場は別に設けていたのであり、それでもなおかつ実隆が日記にも自身の実作を記したのはあくまでその日の出来事を詳細に記録しようとしたからであろう。⁽¹⁾

仮に御子左家が、定家の生まれる前から「日記の家」化が進んでいたとしたら、定家自身の日記も当初からもっと定型的な日記になっていたとも考えられる。定家が日記を記すにあたって手元にあまり現れる『明月記』を生み出す一要因になつたのではないだろうか。最後は推測になつた。今後は『実隆公記』と『再昌草』とで記主実作の重複する記事を比較しつつ、さらにつの問題について考えてみたい。

[注]

(1) 「古代中世国文学」11(平10・4)、同12(平10・11)。

(2) 『拾遺恩草』の成立時期については、建保四年(一二二六)正

編三巻が一旦成立し、出家後も増補改訂が行われたという從来の説による(参考「研究資料日本古典文学」6・和歌〈昭58明治書院〉の「拾遺恩草」の項、久保田淳氏解説)。

(3) 当該歌について、久保田淳氏は『訳注藤原定家全歌集』で、

『伊勢物語』第四十五段の「ゆく螢雲の上までいぬべくは秋風吹くと扇に告げこせ」を本歌としてあげておられる。

(4) 「藤原定家の漢詩」(『和漢比較文学叢書』13『新古今集と漢文学』(平4汲古書院)所収)。

(5) 定家の「建仁元年熊野御幸記」については、自筆複製本(昭3尚古舎)があるがいまだ見る機会を得ていない。いずれ確認したい。

(6) 当該記事に関しては、既に永藤靖氏が「『熊野行幸記』の定家——「落書き」の効用——」(『文芸研究』72号 平6・9)

で詳述しておられる。この中で氏は「定家は『暁の初雪』の題で、二首の作品を用意していた」と指摘され、また題の順序に関する「この『拾遺恩草』の順序の逆転は、実は定家自身の本來の考證にもどしたにすぎない。(中略) 猶介な定家は、家集では元の自分の意志を抜いていることになる」と指摘しておられる。定家が最初から歌を二首用意していたかについては異論もあり(例えば「藤原定家——主体転移とテキスト——」川平ひとし氏「新古今集」(『和歌文学講座』6所収))、別に考える必要があろう。

(7) 川平氏は前掲論文の中で十月七日における「暁初雪」題の詠作を例に取り、「又、家集の側から見ると『愚記』には見えない本宮・新宮・那智の詠各三首をまず配し、他の詠を(『愚記』を取捨しつつ)整理・再構成した形になつており、元の旅程の

実際の経験は、新たなテキストの旅の時空(下巻・神祇の並び)へと移しかえられることになる」と指摘しておられる。

(8) この部分、国書刊行会本には「藤代王子和歌会以下、熊野御幸略記ヲ以テ補フ」とある。

(9) 参考・岩波『日本古典文学大辞典』「拾遺愚草」の項。

(10) 『実隆公記』は現在、文明六年正月(二十歳)から死の前年の

天文五年二月(八十二歳)までの記事をみるとができる。

(11) この点については五味文彦氏が序「中世の日記の特質」「日

記に中世を読む」(平10 吉川弘文館 所収)の中で、「(記し

ている内容は)また個人的な感想が多く見える」とから、個人の興味の赴くままで、また感情の捌け口としても日記が利用されていた可能性が高い。その点では著しく近代的な日記に近いのであつた」と指摘しておられる。

(12) 「藤原定家と日記——王朝官人としての定家——」(「愛知

学院大学文学部紀要」第25号 平8・3)。

(13) 『再昌草』は実隆自撰の日次詠草である。文龜元年(四十七歳)より死の前年の天文五年まで記されている。所収の作品は和歌に限らず、発句、漢詩句等と多岐に渡る。執筆動機として、

冒頭序文に「もしよ草かきあつめてしまふ——とせむなしき煙にたくひにしより」と明応九年(四十六歳)の火災でそれまでの詠

草が消失したことにより、「もしわか道の再昌なる日にもあへらば、浜千鳥跡をとゞむるよすかにもの、吾家の一二三子に、こ

れをさづく、窓の外にいたさすして、帶のあたひにひとしからしめよとなり」とあり、子孫の閲覧のために実作を残す意図が働いていたと思われる。いま一例だけ【資料10】であげた『実隆公記』と同日記をあげる。

○『再昌草』・文亀三年二月二十五日・四一

廿五日 内裏にて題をさくりて廿首歌譜せられしに

松腰 効能
扶養扶助
扶養扶助
扶養扶助

タづく日いつともいはし松の葉に にほへる色のかゝる藤な

み 被忘恋

契しかたへ我のみのまことにて 思ひもいてぬとしをへ

千句發句

山遠し花やいつくの朝霞

(※本文は『私家集大成』)

(14) この他、実隆の自身の日記に対する意識を探る手がかりとして、従来『実隆公記』自筆の外題が注目されている。末柄豊氏によると「『実隆公記』の錯簡について」(「季刊ぐんしょ」再刊34号 平8・10)等参照。

※なお、引用本文の傍点傍線は私に付し、字体は全て現行の活字体に改めてある。

——ふじかわ・よしかず、広島大学大学院博士課程後期在学——